

新日聞工ンマ幌

ぶらり瓢箪

昨年の十二月の毎日と朝日は一一〇番通報は全国平均にすると何秒に一回あると報じていた。(何秒の数字は忘了)二二〇が毎日によるとそれよりも重要なことを報じている。

赤電話から通報しても警察の応答はすぐ切れて無音にならうことがあらう。こういう赤電話は店の人た云々てカギで通じるようにならう必要がある。一刻を全うときにはそんな時間は無い。不便だ」と。朝日はこの事は一行も書かず意味本位で句句に一回とはどういふことか。質問したいくらいだ。これでは「渺石か朝日か」という看板どこうでは無い。

官。読売は大きな見出しで書き、朝日はコマ切れ記事であった。読売でも労務者や一市民が倒れていたら大きな記事にするのかと、ひかみたい。

いずれにしても各社とも一人ぐらの交通事故は死亡でも面倒くさそうに小さっこマ切れ記事が多い。三木萬相がなんじにてコスが出来たときは第一面のトップ記事であつた。首相のコスと一市民の命とどちらが大切かと云いたい。へ首相はたまには少くられる方がよい。政治のゲンコツ。政治の投石)

キ

キ

キ

キ

キ

キ

一月五日の朝日と読売の社会面にいき逃げの記事が出ていた。倒れていたのは警

名社とも年末の朝刊は夕刊のよつにで、ジ数が少なかつた。それでも先週は同じで、紙代の差額が気に庄う。ところが元日の新

月は一寸だけヤージ数が多いためか各社共
通で七〇円なり。一部売り一サンケイと
毎日は二十円を値上げ。朝日と読売は一〇
円の値上げ。新聞は紙で大きづけていろ。

「電支持、府はん万払え」

警官の暴走行で大阪高裁

大阪・田辺署に駐つ払いとて保護留置
された際、警官から暴行を受けてうつ骨に
ヒビが入るケガをした。とて、レストラ
ンのコンクが大阪府(府警)を相手取り、
百万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判
決が七日、大阪高裁民事十一部であり、判
決三裁判長は「警官が程度を超えた暴
力を行使した」とて二十万円の支払いを
命じた。一审判決を支持、府側の控訴を棄却
した。

判決を受けたのは大阪市都島区高倉町三

六、松岡吉輔さん(三二)。

漱石は云う。「元日の新聞、うりタダで
あいりん地区で、労働者と手配師が就労さ
めぐってトラブルを起したのが発端にな
り、仲介しようとした警官に労働者が反対。
同月二十五日から連続六日間、一千千六百
人が毎晩西成署の周囲に集まり、パトカー
に放火する騒ぎになった。

松岡さん

は同月三十日夜、酒を飲んで同
前に行き、「や、てまえ」と大声をあげた
ところ、署員四人が両腕とベルトをつかん
で松岡さんを署に連行、翌早朝まで署内の
保護センターにめりていきとて保護留置
した。連行の際、たまたま松岡さんは警官
が暴行を加え、松岡さんは右の骨二本にヒ
ビが入ったほか、顔や腕にも打撲傷を負い、
一ヶ月半のケガ。(七九年三月八日毎日新聞)

労災を甘くみて乞食に よいどれ 天使

う年になつて二ヶ月半の間に二度の、
労災事故を体験してしまつた。人夫生活
四年で小さなケガはちょこちょこやつた
が、四十日余りも休まなければならなか
たのは初めてである。ワシの場合、アフレ
認定用の手帳をなくしてしまつてちつた
ので、たらまち生活に困つた。

最初一日位でなあらと思つていた傷が、
実は骨折をとどなつていて四十日余就労不
能であつた。小さなケガといえども素人判
断で治療期間を予想するものではない。そ
の場合は軽く思つても以外に重ひく事が
あるものだ。

二回目の労災というのも、バラシ作業を
やつしていく二メートル程墜落した際に、砕
のあがら骨を板の角に激打した。その場は
あるものだ。

海み止めた半時間程度になつて寝ていて、
仕事はできぬが帰る事はできる様になつて
帰つた。翌日から、骨にひびがはいつたの
か痛くて身動きとれぬ。金はないわ、身動
きならぬ、役所へ行けばケンモホロロにあ
つかれりるので、今の所ふんだりけつたりと
いうやつである。

労災事故といふとオヤジは露骨にいやな
感する。結局、雀の浜桂の示談金で事をあ
さめようとす。いずれにせよ労災無くな
くしたい。

ワシの好みも、四年のアンコ生活で見聞
きた車の労災事故であったか、こんな事
故例が五つだと事前に教訓を乞うが、事
前にエライさんから注意を乞うければ防
げた事故だと思っていろ。一つ間違えば命

絶

のない仕事だけに、その辺をもつと徹底されやうだと思つ。

アンコの生活の知恵とくことは、労災は必ず医者の診断書をそらり、示談といつ形でオヤジに立めこまれないようになつた。又、できるだけ元請に話を持ち込んで、済金でこまかさないようにして。早めにセントラ一勞災係に書類をもらつて手続きをしてみかねばならぬ。そうがないとあなたは、労災にあいながらレンゲンをしなくてはならぬ。私がそのより見本だ。

レンゲン日記

レンゲン・ヌの名をき食といふのを十日余りやつた。人間食えんとなつたらなんでもござるなんだ。盛場の戦飯あさりから墓場の方をなえちの探し、酒はピンクキャバレー等の戦リビールの母宿等、ケガをして働きないにしても歩き回れば食える事を発見した。寒い時期だったので青カンがこた

えた。朝、起きたと床を席も真白になつている。やはり青カンは体によくない。
しばらく食をや、てりうと歌舞伎座や相撲をやつてゐる体育馆など、大量に良質のエサのできる六本がある事も解つた。
しかし、なんともみじめである。ケガしていても出来る軽作業というものの色々々考えた。カードマン、サンディッシュマン、夜店の売子、コツノ歯の看詰、パチンコ屋の店員等々、いざれも小づかいめたいに安い賃金だ。

いまはセントラから勞災の立替金一日二千円もらつていうが、これで一日二十四時間暮らすというのは、こんどいといつたり味けなく苦痛である。あなたなら一日二千円の生活はどうぞごぞうだうか。
雇法がもくれないが軽作業のアルバイトいうきせらるなり、アドレキ帳アブレキをたらばよアブのはきはきないと、毎日毎日の賃金をもらつて手袋の交換の変になつてくる。早く受けとけと、つれ交けただけ早く受けとけ早く思つう。

残業は二五〇分増以上を！

それ以下では仇かないの一言也！

ない六百五十円とは、なんど人を愚弄こだります。どの程度、納得がいかないのは残業代の事です。

私は何度か人天出との仕事を行つた事が行く事になつたのですか、話をよく聞いてみると、毎日二時間の残業があるとの事です。

私は二時間の残業をいいでじつう、大いに金になりますし、だが、この二時間の残業の一時間当たりの賃金を聞くてみたところ、なんと一一分、六百五十円との事。

六千五百円の星給の一時間当たりの賃金はハ百円少々、労基法に定められた二割五分増しては何んと千円少々の賃金になります。星給に割り出した一時間の賃金に占めた

労基法第三十七条 使用者が、第二四三条若しくは前条の規定によつて労働時間と長く、若しくは休日に労働させたときは午後十時から午前五時（一時）まで労働に付いて労働させた場合においては、二時間又はその日の労働につれて、法定の労働時間又は労働日の賃金の計算の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならぬ。

出典 信忠 ニンオ